

前橋市工事等随意契約ガイドライン

令和6年4月1日

随意契約は、地方公共団体が任意に選定した特定の者を相手として締結する契約であり、単数の者から見積書を徴する「特命随意契約」と複数の者から見積書を徴する「競争見積による随意契約」とがあります。

随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約の例外的方法であり、競争入札によらないで、地方公共団体が任意に選定した特定の者を相手として締結する契約方法のため、競争入札に比較して手続が簡略であり、かつ、経費の面において一段と負担が少なく済み、しかも相手方が特定されるので、資力、信用、技術、経験等相手方の能力を熟知のうえ選定することができるので、その運用さえ適切なものであればその長所を発揮し、所期の目的を達成することができるものです。

しかしながら、いったんその運用を誤ると相手方が固定化され、しかも契約自体が情実に左右され、公正な取引の実を失し、不正を招く弊害があります。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）では、随意契約によることができる場合を、次の9つの要件に該当するときに限定しています。

<注意>本ガイドラインは、随意契約の対象となる可能性のある建設工事を包括的に例示したものです。随意契約の適用にあたっては、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を総合的に判断し、適正な執行に努めてください。なお、測量、建設コンサルタント業務等についても建設工事に準じて運用してください。

1 少額の契約のとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

前橋市契約規則は、次のように定めている。（契約規則第15条）

| 契約の種類 | 限度額 |
|--------------|-------|
| 工事又は製造の請負 | 130万円 |
| 財産の買入れ | 80万円 |
| 物件の借入れ | 40万円 |
| 財産の売払い | 30万円 |
| 物件の貸付け | 30万円 |
| 前各号に掲げる以外のもの | 50万円 |

2 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【例示】

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - エ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - イ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

3 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）

4 新規事業分野の開拓事業者から新商品の買入れ等の契約をするとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第4号）

5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

【例示】

- (1) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付する時間的余裕がない場合
 - ア 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
 - イ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - ウ 災害の未然防止のための応急工事

6 競争入札に付することが不利と認められるとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）

競争入札に付することが不利と認められるとき。

【例示】

- (1) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- (3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
 - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第7号）

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

【例示】

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合
- (2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

8 競争入札に付し入札者がいない又は再度入札に付し落札者がいないとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

【例示】

- (1) 入札公告又は指名通知を行ったが、入札参加者がいない場合
- (2) 開札後、再度入札を行ったが、落札者がいない場合

<注意>この規定による随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

9 落札者が契約を締結しないとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第9号）

落札者が契約を締結しないとき。

【例示】

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札において、決定した落札者が契約を辞退した場合

<注意>この規定による随意契約を行う場合は、落札金額の制限の範囲内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。